

時事新報

地理上ノ離隔ハ情ムニ足ラズ(前號ノ續)
前篇ノ所記果シテ是ナラバ地理上ノ離隔ナ情ムノ念ハ我
邦人士ノ願望ニ準入シテ容易ニ之ヲ扱ク可ラズト雖モ近
年蒸氣力其働ヲ逞ウシテ西洋人ガ東洋ニ來ルハ昔時江戶
ノ人ガ京都へ赴クト殆ンド其難易ヲ阿ウシ東西合璧ノ觀
ヲ爲スニ至リタレバ日本ハ東洋ノ一邊ニ僻在スルコトモ拘
ハラズ最早西洋文明國ノ間ニ介在スルノ覺悟ナカル可ラ

蒸氣電氣之世界
十九世紀之新地圖



我々日本人ハ歐洲ノ北海ニ轉居シテ右圖ノ如キ地位ヲ占
メタリ地位安コ定テ徐ニ四境ヲ回顧スレバ近隣ノ形狀ハ
復々舊時ノ看ニ非ズ一帯水ヲ隔テ、對峙スル一島ハ是レ
ツ有名ノ英國コロンベト風ニ海軍精練ノ稱アリ其本島コソ小
ナレモ寸鉄人ヲ殺スノ喻ニ洩レズ世界ノ各地ヲ累有シテ
日輪其領土ニ沒セズ天下屈指ノ強國ナリ、又其南東チ顧
ミレバ勇猛無比ノ日耳曼アリ其民悍悍武ヲ尙ヒ全國皆兵
ニシテ一タビ塵ケハ二百万ノ雄獅立ロニ集ル可シ特ニ北
海ニ面シテウエルヘルムシヤウエンノ砲臺アレバ我々
日本人ハ岸ヲ隔テ、時ニ砲聲ノ嘖々タルヲ耳ニセザルチ
得ズ、荷蘭、暹羅、白耳義ノ如キモ亦各其文武ノ所長ヲ以
テ爪牙トスレバ共ニ與シ易カラズ諸威、瑞典ハ恐ル、ニ
足ラザルモ亦之ヲ侮ル可ラズ、斜ニ白耳義ヲ眺過スレバ
直ニ佛蘭西共和國アリ此國藝術頗ル精巧其名風ニ歐洲ニ
甲タリ又其人ハ輕便ニシテ最モ外交ノ義ニ勇ニ治乱共ニ
隣國トノ交渉ヲ重ニスルノ風アリ、昔チ回シテ東望スレ
バ「バルチック」海ヲ隔テ、露國ノ在ルアリ其版圖ノ洪大
ナル世界七分ノ一チ有シ深望ノ慾飽クコトナクシテ露國ノ名
虛シカラズ一旦機アラハ將ニ其擄虜ヲ逞ウセントス我々
日本人ハ今此北海ニ轉居シテ斯ル邦國ノ間ニ介在シ能ク
國ノ獨立ヲ保テ國民ノ義務ヲ盡シ以テ人生ノ本分ヲ遂ゲ
ントスルニハ世務紛々トシテ苦樂日ニ往來スルコトナラン
瀛瀾ノ便ハ半日ニ隣國ニ往返ス可シ、我海軍ノ艦隊ハ
英艦ト海面ニ混雜シテ相互ニ其壯大ヲ誇リ、我軍人ハ日

々畢竟日本ハ東邊ニ孤立スト思ヘバコソ地理遠隔ナ情ム
ノ念モ生スルナレ假リニ日本帝國ヲ歐洲ノ時北海ニ移シ
テ其北端ヲ西經十五六度北緯六十五六度ノ邊ニ配キ全國
ノ地勢チ南ニ奔ラシテ其南端ヲ南西ニ折シ北緯五十餘度
東經五六度ノ邊チ其南端ト定メシメ我々日本人ハ金匱無
缺ノ帝國チ今日ニ僅ニ此間ニ立ツルトモハ果シテ如何
ノ觀アル可キ歟我輩ハ讀者ノ感觸ヲ切ニセン爲メ今其想
像圖ヲ左ニ示サン

耳曼ノ兵隊ト肩ヲ摩シテ共ニ其強弱ヲ競ヒ、我鐵道ハ内
地ニ縱橫シテ隣國ト其長短ヲ比較シ、我電信ハ其線端チ
八方ニ接シテ千差万別ノ新報時ヲ刻シテ到來シ、我職工
ハ新工夫ノ物品ヲ製造シテ一時ニ龍動巴理ノ市チ驚カサ
ントシ、我商人ハ輸出入ノ機ニ投シテ他國商會ノ喜愛チ
制セントシ、我學術ノ士ハ日ニ遠近ニ往來シテ文事チ
討論シ、往々者アレバ來ル者アリ學士工商老少男女、學
藝賣文武ノ事ヨリ冠婚宴樂花鳥風月ノ遊戲ニ至ル迄其
交際ノ繁劇ニシテ快樂ノ多キヲ想像ニモ及テ可ラズ快樂
爰ニ多クシテ憂音モ亦少ナカラス對岸ノ砲聲ヲ聞ケハ其
枕チ高ウスルチ得ズ他國宰相ノ一談一笑モ亦等閑ニ付ス
可ラズ苟モ身チ此境遇ニ接スルモノハ山寺ノ清僧、風流
ノ茶人モ優遊月日ヲ消遣ノ太平ノ春チ樂ムコトチ得ザル可
シ世界文明ノ競進ニ近鄰無數ノ荆棘ハ我内國人民滿身ノ
刺衝ト爲リ競進場中留マラントスルモ自カラ留マル可ラ
ズ不知不識其艱難ニ入ニ先後チ爭フコトナラシ故チニ脱群
躊躇スルガ如キ人類ノ至情ニ於テ能クシテ可ラザルコト我
輩ノ敢テ保証スル所ナリ
此至情ノ働果シテ事實ニ於テ然ル可キ歟、然ハ則チ交通
便利ノ今日ニ在テハ地理上ノ離隔ハ最早情ムニ足ラズ、
離隔遠近情ムニ足ラザレバ東洋北海何チ擇ハシ我日本國
ノ實ハ北海ニ國チ建ツルモノト覺悟シテ當然ナリ徒ニ地
圖チ案シ自國ノ東洋ニ僻在スルチ見テ北海ニ行フ可ラザ
ル事チ東洋ニ行ハントスルガ如キハ我輩ノ萬々取ラザル

電報

○十一月十一日龍動發 英國ギョルドホルム宴會の演説
於て龍動駐在佛公使ウワツゲンソン氏は特に語勢を強ク
て佛國が侵略政策を執らざるを陳述したり○英相グ
ラットストン氏のウワツゲンソン氏の演説に答へて英佛
感情を同するの意を表したり○馬島事件の落着いたるは
事實相違ありし
○十一月二日龍動發 馬島のホウバス人と佛人と和談の
義と申出し既に其假談判と取掛れり

雜報

○觀菊の御會 一昨十二日は假 皇居に於て觀菊會の御
催ありて皇族大臣參議各國公使在京の勅任官爵者間祇候
及其妻娘等を召させられたり
○工場巡視 近衛都督小松宮は昨日午後より小石川砲
兵本廠へ赴ひり該工場を巡視成されたり
○清佛の關係 去月廿九日の電報欄内清國が佛國に向
ひ其安佛條約を破棄し又東京を明け渡すことと要求せし官
報は此程公布にあり云々と掲げたりし尙十月廿三日
巴黎府發の電報と據るに右の官報は支那の要求を詳記せ
り今其大意を按ずるに右の支那にては佛人をして東京を明け
渡さしめ自ら北安南を占領するの全權を握らんとすれど
も佛國が南安南を保護するるといふ敢て之を妨げ唯唯唯
目して其爲す所を任せんとするが如し云々と見へたり
○條約改正 條約改正之目下中止の姿にて日英、兩政府
の問ふ何たる談判もかけれども右は新任英公使ブランケ
ント氏の來着を俟て何分の相談を開かんとする積みて其
來着前ハ之を着手せざるがごとく龍動支那ニキヌブレス
新聞小見也
○佛兵の危急 安南駐在佛國使節ハーマン氏は近日の内
佛國に向け東京を出發する筈あり同氏歸國の理由は或ハ
佛政府より召還したるありと云ひ或ハ自ら辭職したるあ
りと云ひ或は病氣に罹りて其任に勝へざる爲ありと云ひ

海軍一般
軍艦川村純義
配賦スルチ正例ト
暫ク東京ニ置キ其
軍樂隊ハ樂長一
以テ編成スルチ定
シ又陸上ト雖モ時
樂生ハ練習者ヲ
樂手ニ任スルチ例
チ置キ日々演習所
トス○第五條 生
シ左ノ三項ニ依リ
ノ者
キ者
在テ日々演習所ニ
テ樂長之ヲ督シ樂
生以上若干名演習
他樂器等ヲ監護ス
ヲ請求スルルハ所
求者ノ自辨タル可
技藝ニ應ジ技藝加
他給與ノ品目ハ給
屬スル物品ハ一切
樂次長以下樂生以
ニ照シ袖章ヲ授與
上勤務中特ニ外宿
張及ヒ入院中モ亦
役中家族扶助金チ
下ニ同シ
俸給表略之(一)
裁判所 警視廳
(東京府ヲ除ク)
ハ起訴ノ前後ニ拘
レテ豫審判事ノ囑
限ニ在ラス此旨爲
法卿大木喬任
府 縣
儀十四年九月第四
有之不都合候條以
揚營業禁止候儀ト
款ニ照シ税金徴收
卿佐々木高行
ノ職務代理相解候
知事芳川顯正